

## 現場発生路盤材（旧路盤材）再利用実施要領

### 1 目的

道路工事によって発生し排出される旧路盤材を指定再資源施設（再利用施設）に搬入し建設資材として再利用することにより、工事費の縮減化及び自然碎石の温存が図れ省資源化を促進する。

### 2 適用工事

本工事で発生する旧路盤材が厚さ10cm以上かつ体積10m<sup>3</sup>以上の工事に適用する。

### 3 工事の発注

請負人に周知するため適用する工事の現場説明書に現場発生路盤材（旧路盤材）の処理について明記する。指定搬入先は（再利用施設）とし建設副産物（建設発生土（残土）及び廃棄物）特記仕様書を添付する。

### 4 手続き及び検査上の取り扱い

コンクリート殻処理と同様とする。

### 5 積算上の取り扱い

道路局運用基準による。